

大公園における 魅力向上の取組みについて

平成31年2月

建設局 公園緑化部

1 鶴見緑地での取組み

(1) 花博記念公園鶴見緑地の活性化に向けたマーケットサウンディング(H29.8~H30.1)

- 鶴見緑地公園は、市政100周年事業として1990(平成2)年に「国際花と緑の博覧会(花博)」が開催された大阪を代表する都市公園。2015(平成27)年度から公園全域(一部エリアを除く)に指定管理者制度を導入。
 - 園地部、咲くやこの花館、各種スポーツ施設等を対象にマーケットサウンディングを実施
 - 活性化に向け、民間の自由な発想に基づく幅広い事業アイデア、さらに事業条件についての民間の意向等を把握し、再生・魅力向上計画の検討及び事業者公募における条件整備に役立てる。



マップ出展: 鶴見緑地指定管理者(鶴見緑地スマイル5)HP

▶ マーケットサウンディングの実施結果及び概要

- 現地見学会:29団体57名
- 提案資料1(参加申請書・提案概要書)提出:21団体
- 提案資料2(事業計画提案書)提出及び対話実施:14団体
- 団体の内訳(主な業種など):不動産開発、造園、建築、スポーツ、サービス、福祉など

● 施設整備に関する提案

既存施設などを活用したフラワーガーデンやアウトドア事業の提案

飲食店・屋内外遊戯施設の提案 など

● ソフト事業に関する提案

「自然との共生」などをテーマにした有料催事の実施

グループ企業ネットワークとリソースの活用

Webサイト、モバイル、SNSなどのメディア戦略の実践

既存施設の活用及び新規施設整備にあわせた、各種プログラムの実施

花博当時の思い出を公募し、実現可能な提案の実施【花博の理念を継承する事業】

花博30周年にあわせ期間限定での花栈敷の復活【花博の理念を継承する事業】 など

● 事業スキームに関する提案

園地全体で事業展開する場合は、「指定管理者制度」と「設置管理許可制度(都市公園法第5条)」を組み合わせたもの

個別施設で事業を行う場合は、「指定管理者制度」若しくは「設置管理許可制度(都市公園法第5条)」

● 事業期間に関する提案

概ね15年から30年の提案

● 規制緩和に関する意見

宿泊の設置に関すること

大規模物販施設の設置及び建ぺい率の緩和に関すること
など

(2) 鶴見緑地再生・魅力向上計画

▶ 鶴見緑地再生・魅力向上計画(案)の概要

■ 将来像

産業と生命、文明と自然が調和しあう存在であるという理念を共有するあらゆる人々が、持続可能な社会の発展のための取組を実践し、新たな価値を創造する場

■ 基本方針

1. 都市における貴重な自然環境の提供
2. あらゆる世代の健康、ライフスタイルへの貢献
3. あらゆる人々への質の高い教育や生涯学習の機会の提供
4. 国内外の多様な人の交流およびイノベーションの創出
5. あらゆる人々への安全、快適性の提供
6. 持続可能な発展のためのマネジメントの導入

■ 計画のポイント

- ・SDGsの達成への貢献と、花博テーマの「自然と人間との共生」の実現を目的に策定
- ・持続的に魅力を創出するためのマネジメントの導入
- ・花博の主要8施設を含めた既存施設の利活用方針を定める

▶ 鶴見緑地再生・魅力向上計画(案)のパブリック・コメント

期 間:平成30年12月21日(金曜日)

～平成31年1月25日(金曜日)

閲覧場所:建設局公園緑化部調整課

(中央卸売市場業務管理棟6階) ほか

結果公表:平成31年2月頃

▶ 今後のスケジュール

- 平成31年3月頃 鶴見緑地再生・魅力向上計画 策定
管理運営事業者 公募開始
- " 秋頃 管理運営事業予定者 決定
- 2020年4月～ 新たな管理運営事業者による
公園運営開始(花博30周年)

鶴見緑地の再生・魅力向上の実現へ

▶ マーケットサウンディングの実施結果及び概要

- 現地見学会:19団体40名
- 提案書提出及び対話実施:8団体
- 団体の内訳(主な業種など):不動産開発、建築、スポーツ、サービスなど

● 新規施設整備に関する提案

スポーツ施設の整備

レストラン、カフェなどの施設の整備

コンビニエンスストアなどの物販施設の整備

グランピング施設や体験農園の整備

屋内型遊戯施設の整備や健康遊具の設置、樹林地を活用したアスレチック施設の整備

地域コミュニティ形成のための施設の整備

温浴施設の整備 など

● 既存施設に関する提案

スポーツ施設の増設、機能の拡充、移設に関する提案

植物園の花壇充実に関する提案

大池の水質改善と大池の活用に関する提案

ユースホステルの稼働率の向上に関する提案 など

● その他の提案

プロスポーツ選手による指導・教育に関する提案

イベントやプロモーションに関する提案

設備運営マネジメントに関する提案

ICT、ビックデータを活用する提案

環境負荷の低減や、防災・減災、防犯に関する提案 など

● 管理運営制度に関する提案

指定管理者制度と設置管理許可制度(都市公園法第5条)との組合せ

● 事業期間に関する提案

概ね20年から30年の提案

● その他の主な意見

植物園の料金の無料化、有料エリアの縮小等について
新規整備施設に関する市への寄附について

大規模改修が必要になった際の市での対応について
事業期間満了後の設置施設の原状回復義務について
建ぺい率の緩和について など

3 八幡屋公園での取り組み

(1) 八幡屋公園の活性化に向けたマーケットサウンディング(H30.10~)

- 八幡屋公園は、中央体育館や大阪プールを核として、中央体育館上部は全体が植栽で覆われており、市民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場となる都市基幹公園。2008(平成20)年度から指定管理者制度を導入。

八幡屋公園が持つスポーツ・レクリエーション機能、地域住民の交流や活動の場としてのポテンシャル、津波避難場所としての位置付けを踏まえ、スポーツ施設と芝生広場など施設の相互活用を促進する仕掛けにより多様な余暇活動に応える提案と、今後予測される自然災害に備え、防災・減災機能の拡充にもつながる提案を募集



八幡屋公園 MAP



Osaka Metro	トイレ
バス停	レストラン
駐車場	AED設置施設
駐輪場	自動販売機

マップ出展: 長居公園指定管理者(八幡屋スポーツパークセンター)HP



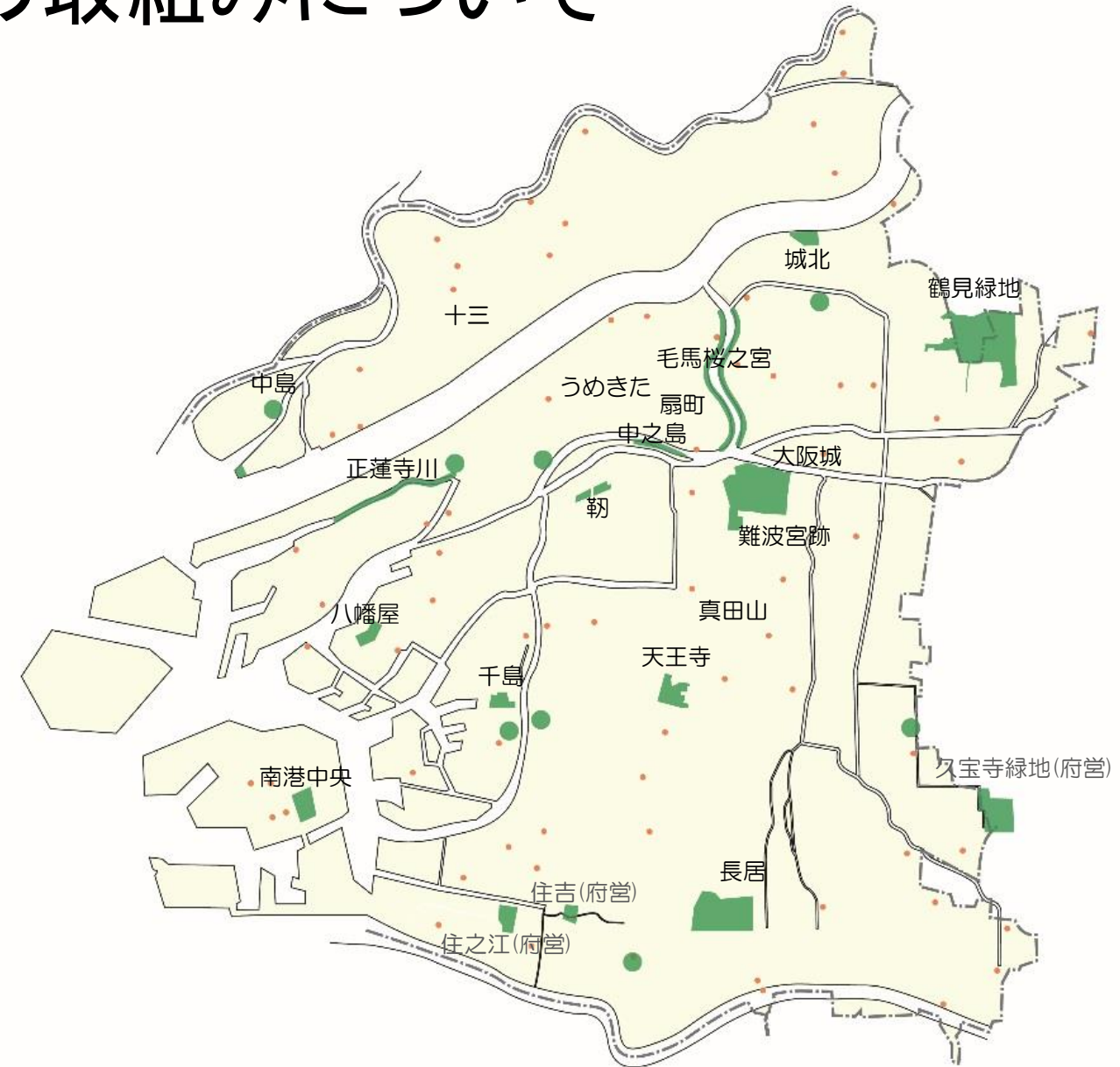
芝生広場



大阪プール

4 その他大公園の魅力向上の取組みについて

- 多くの人々が集い憩う大公園は、都市の風格を高め、都市の顔にもなり得る、貴重なみどりの拠点である。
- 市内の大公園は、それぞれ固有の魅力を備えており、その個性や立地特性を活かして魅力向上を図ることは、地域の活力を生むとともに、都市の成長にもつながる。
- 靱公園など他の大公園にもおいても、各公園がもつ個性とコンセプトを踏まえた民間活力導入の可能性を把握し、公園ごとに応じた魅力向上と管理運営のあり方について検討を進めていく。



大阪市内の大公園（府営公園含む）